

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-1
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市不妊治療費助成金										
		予算事業名	不妊治療助成費									
		予算事業コード	00231									
2	交付開始年度	平成	16	年度	創設から	23	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	法令に基づく補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、治療に要する費用の一部を助成する。										
8	補助対象者	(1) 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦 (2) 妻の年齢が43歳未満に開始した治療であること (3) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	8,201	4,151	0	4,050	0	50.6%	0	0.0%		
		R6年度決算額	7,838	3,919	0	3,919	0	50.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	11,625 11,625	5,813 5,813	0	5,812 5,812	0	50.0% 50.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	先進医療 保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療部分の治療費 助成回数追加 保険適用の回数を超えた特定不妊治療にかかる治療費のうち、採卵から胚移植までの治療と胚移植のみの治療										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	先進医療 先進医療1回に要した費用に10分の7を乗じた額と、5万円を比較していずれか低い方の金額 助成回数追加 採卵から胚移植までの治療の場合は、1回の治療に要した費用と30万円を比較していずれか低い方の金額、胚移植のみの治療の場合は、1回の治療に要した費用と17万5千円を比較していずれか低い方の金額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減となっている。		
		(減点) 0			
	公平性	5	対象者が特定不妊治療を受けている夫婦と限定されるものの、特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 妊娠を希望する夫婦を支援し、不妊治療がしやすい環境を整備している。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 少子化対策に寄与している。					
透明性	5	適切な会計処理を行っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-2
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市不育症治療費助成金										
		予算事業名	不育症治療助成費									
		予算事業コード	01654									
2	交付開始年度	平成	29	年度	創設から	10	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	法令に基づく補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	不育症に悩む夫婦に対する経済的負担を軽減し、治療に要する費用の一部を助成する。										
8	補助対象者	(1) 不育症治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦 (2) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること (3) 医療保険各法の被保険者等であること (4) 日本産婦人科学会専門医を有する医療機関で不育症と診断された夫婦に対し実施する、保険診療外の不育症検査及び治療の費用										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	1,105	553	0	552	0	50.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	922	461	0	461	0	50.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	1,228 1,228	614 614	0	614	0	50.0% 50.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	1回の妊娠に係る不育症治療を開始した日から妊娠に関する出産、流産、死産等に伴い治療が終了するまでの対象治療費										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	1治療期間における助成金対象経費に2分の1を乗じて得た額と、10万円を比較していずれか低い方の金額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減となっている。		
		(減点) 0			
	公平性	5	対象者が不育症治療を受けている夫婦と限定されるものの、特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 妊娠を希望する夫婦を支援し、不育症治療がしやすい環境を整備している。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 少子化対策に寄与する。					
透明性	5	適切な会計処理を行っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--	--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-3
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)		妊婦一般健康診査県外受診助成金									
	予算事業名		妊婦乳幼児健康診査費									
	予算事業コード		00402									
2	交付開始年度	平成	21	年度	創設から	18	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	妊娠に伴う妊婦一般健康診査を三重県区域外に医療機関等において受診した妊婦に対し、その費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理の向上を図ることを目的とする。										
8	補助対象者	鈴鹿市に住所を有し、妊娠届出をして県外医療機関等で妊婦一般健康診査を受診する妊婦										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	2,091	2,091	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	1,898	1,898	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	3,407 3,978	3,407 3,978	0 0	0 0	0 0	100.0% 100.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	県外の医療機関において受診した妊婦一般健康診査に要する費用 妊婦一般健康診査県外受診助成金 3,978,000円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	妊婦一般健康診査県外受診助成金: 県内医療機関等との委託契約金額に予想される県外での受診件数を乗じたもの。平成25年度から市の単独事業として実施。										
	増減理由	申請見込件数による増額										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	里帰り出産の増加、健診費用の公費負担の拡大等により県外で妊婦健診を受診する機会が増加してきており、安全な妊娠・出産を確保し、市民サービスの公平性を保つために必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	妊婦健診を受診するすべての妊婦が公費負担となるので公平性が確保される。		
	効果性	5	【評価の理由】 里帰り先で妊婦健診の費用の負担が軽減され、定期的な受診に繋がることで、妊婦の健康管理の向上が図られる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 妊娠期間中に必要とされる14回の健康診査を定期的を受診することで、妊婦・胎児の健康状態を確認し、異常を早期発見し、適切な治療や保健指導を実施することで、母子の健康を守る。		
(減点) 0					
透明性	5	妊婦健診の費用を助成するもので、交付された受診票による受診とし、受診票と受診にかかる費用に関する書類から適切な受診と助成の額の審査を行うことができる。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 7 年度

里帰り妊婦の健診費用の助成により、安全・安心な妊娠・出産の担保と全ての妊婦の公平性の確保のため、今後も継続的な補助が求められることから、当該助成金について終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-4
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	新生児聴覚スクリーニング検査助成金										
		予算事業名	妊婦乳幼児健康診査費									
		予算事業コード	00402									
2	交付開始年度	令和	3	年度	創設から	6	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	新生児聴覚スクリーニングを、委託医療機関以外において実施した児の保護者に対し、その費用の一部を助成することにより聴覚障害の早期発見・早期療育を行うことを目的とする。										
8	補助対象者	鈴鹿市に住所を有し、委託医療機関以外で新生児聴覚スクリーニングを受診する児の保護者										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	888	444	0	0	444	50.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	942	471	0	0	471	50.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	1,200	600	0	0	600	50.0%				
R8年度予算要求額	1,200	600	0	0	600	50.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	委託医療機関以外において、受診した新生児聴覚スクリーニングに要する費用 新生児聴覚スクリーニング市外受診助成金 @3,000×200人=600,000円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	自費での受診費用の約1/2であり、委託医療機関以外での受診件数を乗じたもの。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	里帰り出産の増加。全ての新生児を対象としてスクリーニングを行うことが聴覚障害の早期発見・早期療育につながる。		
		(減点) 0			
	公平性	5	聴覚スクリーニングを受診するすべての新生児が公費負担となるので公平性が確保される。		
	効果性	5	【評価の理由】 里帰り先での新生児聴覚スクリーニングの費用負担が軽減されることで、検査の受診率の向上が図られる。		
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 新生児聴覚スクリーニング費用の一部助成により、受診率の向上と聴覚障がい早期発見、早期療育につながる。			
透明性	5	聴覚スクリーニングの費用を一部助成するもので、交付された受診票による受診とし、受診票と受診にかかる費用に関する書類から適切な受診と助成の額の査定を行うことができる。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-5
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	産婦健康診査県外受診助成金										
		予算事業名	妊娠出産包括支援事業費									
		予算事業コード	01679									
2	交付開始年度	令和	2	年度	創設から	7	年度目	3	終期	令和	10	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	出産後の産婦健康診査を三重県区域外の医療機関等において受診した産婦に対し、その費用の一部を助成することにより、産婦の健康管理の向上を図ることを目的とする。										
8	補助対象者	鈴鹿市に住所を有し、産後2週間、産後1か月の産婦の健康診査を受診した方										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	405	203	202	0	0	50.1%	0	0.0%		
		R6年度決算額	308	154	154	0	0	50.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	500 500	250 250	250	0	0	50.0% 50.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	県外の医療機関において受診した産婦健康診査に要する費用 産婦健康診査県外助成金 500,000円 産後2週間健診 @5,000×50人 = 250,000円 産後1か月健診 @5,000×50人 = 250,000円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	産婦健康診査県外受診助成金: 県内医療機関等との支払い金額に予想される県外での受診件数を乗じたもの。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	里帰り出産の増加、県外で産婦健診を受診する機会が増加してきており、産婦の産後うつ予防や、新生児の虐待予防のため。また、市民サービスの公平性を保つために必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	産婦健診を受診するすべての産婦が公費負担となるので公平性が確保される。		
	効果性	5	【評価の理由】 里帰り先で産婦健診の費用が軽減され、定期的な受診につながることで、産婦の健康管理の向上が図られる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 産婦健診を産後早期の2週間、1か月に受診することで、産婦の心身の健康状態を確認し、異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を実施することで母子の健康を守る。		
(減点) 0					
透視性	5	産婦健診の費用を助成するもので、交付された受診票による受診とし、受診票と受診にかかる費用に関する書類から適切な受診と助成の額の審査を行うことができる。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

里帰り出産をする産婦の健診費用の助成は、産婦の健康管理の向上を図るために今後も継続する必要があるため、当該助成金について終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-6
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	多胎妊娠の妊婦健康診査助成金										
		予算事業名	妊娠出産包括支援事業費									
		予算事業コード	01679									
2	交付開始年度	令和	4	年度	創設から	5	年度目	3	終期	令和	9	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。										
8	補助対象者	鈴鹿市に住民票を有する多胎を妊娠している妊婦										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)			
		補助対象事業費(A)	市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	0	0	0	0	—	0	—			
		R6年度決算額	10	5	5	0	0	0	0.0%			
		R7年度当初予算額	325	163	162	0	0	50.2%				
R8年度予算要求額	275	138	137	0	0	50.2%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	通常の14回の妊婦健康診査費助成券よりも、追加で受診する健康診査に係る費用を補助(多胎妊婦1人当たり5回を限度に、1件あたり5,000円)										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	1件5,000円×5回(上限)×想定多胎妊婦11組=275,000円 国庫補助 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業1/2を活用										
	増減理由	対象件数見込みによる減額										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きい。		
		(減点) 0			
	公平性	5	多胎妊娠の妊婦は、健康管理のため単胎妊娠よりも頻回の妊婦健康診査受診を要するため、この助成金の活用で公平性が担保される。		
	効果性	5	【評価の理由】 多胎妊娠の妊婦に対し、通常の14回の妊婦健康診査よりも、追加で受診した妊婦健康診査の費用の補助があることで、適正な健康管理ができるとともに経済的負担の軽減が図られる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 多胎妊娠の妊婦の健康管理、経済的負担の軽減、妊婦を大切にすることで少子化対策にもつながる					
透明性	5	多胎児妊娠の妊婦に対する妊婦健康診査費用を助成するもので、母子健康手帳や受診結果、受診にかかる費用に関する書類から適切な受診と助成の額の審査を行うことができる。			
					(減点) 0

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-7
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	1か月児健康診査受診助成金										
		予算事業名	妊婦乳幼児健康診査費									
		予算事業コード	00402									
2	交付開始年度	令和	6	年度	創設から	3	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	1か月児健康診査を市外の医療機関等において受診した児の保護者に対し、その費用の一部を助成することにより、児の健康管理の向上を図ることを目的とする。										
8	補助対象者	受診日において鈴鹿市に住所を有し、市外の医療機関等で1か月児健康診査を受診する児の保護者										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—		
		R6年度決算額	904	452	452	0	0	50.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	1,200	600	600	0	0	50.0%				
R8年度予算要求額	1,200	600	600	0	0	50.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	市外の医療機関等において受診した1か月児健康診査に要する費用 1か月児健康診査市外受診助成金 @6,000×200人=1,200,000円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	1件 6,000円(上限) (補助率: 国1/2)										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	里帰り出産の増加により、市外での1か月児健康診査の受診機会が増加していることから、市内受診者と同様に、1か月児健康診査により疾病の早期発見や早期治療につなげ、保護者の不安を早期に把握することで、切れ目のない支援につなげるため必要である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	1か月児健康診査を受診した児の保護者に対して、市内で受診した者と同様に市外で受診した者も公費負担となることから公平性が確保される。		
	効果性	5	【評価の理由】 里帰り先等での1か月児健康診査の費用負担が軽減されることで、健診の受診率の向上が図られる。また、市内で受診した者と同様に、健診を通じて切れ目のない支援ができる。		
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 生後1か月に受診することで、疾病の早期発見・早期治療や保護者の不安の早期に把握することができ、個人に応じた適切な支援ができる。			
透視性	5	1か月児健康診査の費用を助成するもので、交付された受診票による受診とし、受診票と受診にかかる費用に関する書類から適切な受診と助成の額の査定を行うことができる。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

こども保健課-8
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	出産・子育て応援給付金										
		予算事業名	出産・子育て応援事業費/妊婦支援給付事業費									
		予算事業コード	02645									
2	交付開始年度	令和	7	年度	創設から	2	年度目	3	終期	令和	9	年度
4	分類	法令に基づく補助					5	所属	こども保健課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	子育てや教育にお金がかかるため、こどもを持たない家庭が増加している背景から、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、子ども子育て支援法による「妊婦のための支援給付」を行い、経済的な支援を実施することで、良好な成育環境を提供する。具体的な方法としては、妊婦の認定を受けることで5万円、その後妊娠中のこどもの数に乗じて5万円が支給される。										
8	補助対象者	妊婦の認定を受けた者										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)			
		補助対象事業費(A)	市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—		
		R6年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—		
		R7年度当初予算額	140,000	0	140,000	0	0	0.0%				
R8年度予算要求額	140,000	0	140,000	0	0	0.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	【妊婦支援給付金】妊娠1回につき50千円 【妊娠しているこどもの数に応じた給付金】こども1人につき50千円										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	【妊婦支援給付金】50千円×1,400人=70,000千円 【妊娠しているこどもの数に応じた給付金】50千円×1,400人=70,000千円 (補助率:国10/10)										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	子育てや教育にお金がかかるために、こどもを持たない家庭が増えているため経済的な支援を行い、良好な成育環境を提供する必要がある		
		(減点) 0			
	公平性	5	全ての妊婦が経済的な支給を受けるので、公平性が確保される		
	効果性	5	【評価の理由】 出産前の妊娠中に妊婦認定を受けることと、妊婦のうちから生まれてくるこどもの数に応じて経済支援があることでこどもを産む家庭の増加が見込まれる		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 妊婦のいる家庭に対し、確実に現金給付をすることで、経済的に豊かになり前向きに育児に取り組むことができる					
透明性	5	妊婦届出書の提出により、妊婦であることの認定を行い、客観的に妊婦と判断できる。また、妊婦認定を受けた人に対して、相談を受けた後、妊娠しているこどもの数に応じて経済的給付を実施し、妊婦認定の虚偽を防止する			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--